勧 告 に 当 た っ て

平成２６年１０月１０日

岡山県人事委員会
委員長　西　田　秀　史

本日、知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

この給与勧告は、毎年、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、職員給与を民間給与と均衡（民間準拠）させるために行っているものです。本年は、例年と同様の給与の改定に加え、給与制度の総合的見直しを行うこととしました。

まず、本年の給与の改定については、本委員会が実施した調査の結果に基づき、本年４月分の職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与を0.16％下回っていたため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。特別給（ボーナス）については、現行の職員の支給月数が、昨年８月から本年７月までの１年間における民間の支給月数を0.16月分下回っていたため、支給月数を4.10月に引き上げることとしました。

次に、本年、人事院は、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを行うよう勧告しました。
本県においても、50歳台後半層における地域民間給与との水準の差があること、また、雇用と年金の接続を図ることが求められていること等を踏まえ、全体的な世代間の給与配分を適正化する観点から、給与カーブの見直し等を内容とする給与制度の総合的見直しに取り組む必要があると判断し、勧告に盛り込んだところです。

また、優秀な人材の確保・育成、コンプライアンスの徹底をはじめ、仕事と生活の両立支援や総実勤務時間の縮減に向けた取組と意識改革の重要性、雇用と年金の確実な接続を図るための高齢期の雇用問題などについても言及しております。

以上の内容について、知事及び議長に要請したところですが、本年の勧告は、月例給及び特別給が３年ぶりの引上げ改定となったものの、給与制度を総合的に見直した結果、平成27年４月１日から職員の給与水準が引下げとなるという、厳しいものとなりました。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い御理解を賜りたいと存じます。